

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日に当り、
休日は、翌日とする)

目 次

◇規 則
鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する
規則(農地経済課)
鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十二号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正)

第一条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年一・四二五パーセント」を「年〇・八パーセント」に、「年三・八二五パーセント」を「年三・二パーセント」に改め、同条第三項中「年一・九一パーセント」を「年一・二八パーセント」に、「年二・八四パーセント」を「年二・七二パーセント」に改め、同条第四項中「年〇・九四パーセント」を「年〇・六四パーセント」に、「年三・八一パーセント」を「年三・三六パーセント」に改め、同条第五項中「地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十六号)第一条」を「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十二号)第二条第一項」に、「年一・四二五パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年三・八二五パーセント」を「年三・六五パーセント」に改め、同条第六項中「年一・四二五パーセント」を「年〇・八パーセント」に、「年三・八二五パーセント」を「年三・二パーセント」に改め、同条第七項中「年一・三七五パーセント」を「年〇・七二五パーセント」に、「年三・八七五パーセント」を「年三・二七五パーセント」に改め、同条第八項中「年一・四二五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年二・八二五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改め、同条第九項中「年一・四二五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年二・〇七五パーセント」を「年一・二パーセント」に改める。

附則第三項中「年二・五パーセント」を「年二・五五パーセント」に、

「年一・四パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年二パーセント」に改める。

別表第一号から第四号までの規定中「年一・四パーセント」を「年一・九パーセント」に改め、同表第五号中「年二・五パーセント」を「年二・五五パーセント」に、「年一・七五パーセント」を「年一・三パーセント」に改め、同表第六号及び第七号中「年一・四パーセント」を「年一・九パーセント」に改める。

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則の一部改正)
第二条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「「年二・五パーセント」と、」を「「年二・五五パーセント」と、」に、「年一・四パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年一・五パーセント」と、」を「「年二パーセント」と、」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び第二条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十一号)の規定は、昭和六十二年四月十五日から適用する。
- 3 昭和六十二年四月十五日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十三号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則
鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「年五・五パーセント」を「年五・一パーセント」に改め、同表第二号中「肥育用牛、肥育用豚の素畜」を「肥育用素牛」に改める。

別表第二第一号中「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に改め、同表第二号中「年二・一パーセント」を「年一・一五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県農業近代化推進資金の規定は、昭和六十二年四月十五日から適用する。
- 3 昭和六十二年四月十五日前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。